

第4 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

1. 基本方針

- ・ 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 管理者

常勤の管理者1名を置くこと

(2) 医師（非常勤可）

入所者全員の健康管理、療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員（常勤）

100：1以上

(4) 介護職員

(5) 看護職員

上記(4)、(5)の配置は、入所者数：職員数＝3：1以上とする。

※ ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状況を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。

うち看護職員は、

30人までは 1人

50人までは 2人

130人までは 3人

131人以上は、50人又は

その端数を増すごとに1名増とする。

・看護職員 1名以上の常勤配置

・介護職員は、夜勤を含め常時1名以上の常勤配置

(6) 栄養士

1人以上（隣接の社会福祉施設等との兼務可）

40人以下の施設は、他の社会福祉施設等との兼務又は地域の栄養指導

員との連携が図られれば、配置しなくても可

- (7) 機能訓練指導員
1人以上(兼務可)
日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者
- (8) 介護支援専門員の配置
 - ① 常勤の介護支援専門員を1以上配置すること
 - ② 介護支援専門員は、他の業務との兼務でも差し支えないものとする
 - ③ 介護支援専門員は、100又はその端数を増すごとに1を標準とする
 - ※ ただし、経過措置として、平成14年度末までの3年間に限り、処遇計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置しても差し支えない

3. 設備に関する基準

- (1) 居室
 - ① 居室床面積を入所者1人当たり、10.65㎡以上とすること。
 - ② 定員を4人以下とすること
- (2) 静養室
看護婦室またはサービスステーションに近接していること
- (3) 浴室
身体の不自由な方に適したものとし、一般浴槽のほか特別浴槽を設置すること
- (4) 便所
居室のある階ごと、居室に近接、身体の不自由な方に配慮したものとする
こと
- (5) 洗面所
居室のある階ごと、身体の不自由な方に配慮したものとする
こと
- (6) 医務室
 - ① 医療法に基づく診療所であること
 - ② 医薬品、衛生材料、医療器具、臨床検査器具を設置すること
- (7) 食堂
機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること
- (8) 機能訓練室
 - ① 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること
 - ② 必要な器械・器具の設置すること

上記食堂と機能訓練室については、

- ・合計した面積が利用者1人当たり3㎡以上であること
- ・サービスを提供する際には、所定の面積を専有可能であること
- ・必要な設備、器具を備えることとする。

(9) その他

- ・廊下幅1.8m、中廊下2.7m以上とすること

※ 施行の際現に存する特別養護老人ホームについては、1人当たりの居室面積、居室の定員及び食堂・機能訓練室の面積に関し、これらに係る規定にかかわらず、なお従前の例による。

4. 運営基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 内容、手続きの説明及び同意

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際して、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得なければならない。

② 受給資格等の確認

- ・ 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証（資格者証を含む。以下同じ。）によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合には、入所者が提示する被保険者証に、法第27条第8項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って、指定介護福祉施設サービスの提供を行わなければならない。

③ 入退所

<対象者>

指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象に、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

<提供拒否の禁止>

指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

<サービス提供困難時の対応>

指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院加療を要する者又は継続的な医療が必要な者等自ら必要なサービスを提供することが困難であると認

めた場合には、速やかに適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

<心身の状況等の把握>

指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

<居宅における日常生活が可能か否かの検討>

- ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて検討しなければならない。
- ・ 前項の検討に当たっては、介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員等の職員の間で協議しなければならない。

<退所時の援助>

指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対しては、入所者及び家族の希望、退所後の生活環境等を踏まえた上で、退所に必要な援助を行わなければならない。

<居宅介護支援事業者等との連携>

指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

④ 要介護認定の申請に係る援助

- ・ 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう援助しなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定の有効期間が終了する1か月前にはなされるよう、入所者にまして必要な援助を行わなければならない。

⑤ 入退所の記録の記載

指定介護老人福祉施設は、入所者の被保険者証の備考欄に、入所及び退所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を記載しなければならない。

⑥ 利用料等の徴収

- ・ 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第48条第5項の規定により施設介護サービス費が利用者に代わり当該介護保険施設に支払

われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定施設サービス等をいう。以下同じ。)たる指定介護福祉施設サービスを提供した際には、利用料として、当該指定介護福祉施設サービスについて法第48条第2項第1号及び第2号に規定する費用の額の合計額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

※ 旧措置入所者に対し支給する施設介護サービス費の額(施行法第13条第4項)についても、同様の取扱いとする。

- ・ 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービス(法定代理受領サービスである場合を除く。)を提供した際に支払いを受ける利用料と、指定介護福祉施設サービスに係る法第48条第2項第1号及び第2号に規定する費用の額の合計額の間、不合理な差異を設けてはならない。

※ 旧措置入所者に対し支給する施設介護サービス費の額(施行法第13条第4項)についても、同様の取扱いとする。

- ・ 指定介護老人福祉施設は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入所者から受けることができる。

一 厚生大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けないで設置されたものに限る。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用(※個室又は2人室、入所定員の5割を限度)

二 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

三 理美容代その他介護福祉施設サービスの提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- ・ 指定介護老人福祉施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者に対し説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

⑦ 保険給付の償還請求のための証明書の交付

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービス(法定代理受領サービスである場合を除く。)に係る費用の支払いを受けた場合には、提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供記録書を入所者に対して交付しなければならない。

⑧ 入所者に関する市町村への通知

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村(特別区を含む。)に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

⑨ 施設サービス計画の作成

- ・ 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- ・ 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（この条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- ・ 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事等盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- ・ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得なければならない。
- ・ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

⑩ 指定介護福祉施設サービスの取扱方針

- ・ 指定介護福祉施設サービスは、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等入所者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- ・ 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、湿然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者本人や他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

⑪ 介護

- ・ 介護の提供に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法によ

り、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

- ・ 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、上記の他、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護の提供を受けさせてはならない。

⑫ 食事の提供

- ・ 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
- ・ 入所者の食事は、自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

⑬ 機能訓練

- ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状態等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

⑭ 健康管理

- ・ 指定介護老人福祉施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設の医師は、健康手帳を有する入所者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。

⑮ 相談・援助

- ・ 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行わなければならない。

⑯ 社会生活上の便宜の提供等

- ・ 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、日常生活上必要な行政機関における諸手続き等について、入所者及びその家族が行うことが困難な場合は、入所者の同意の下でその代行事務等を行わなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

⑰ 入所者の入院期間中の取扱い

指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込

まれるときは、入所者の希望を踏まえて、その者に対し、必要に応じ日常生活上の必要な便宜を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所できるようにしなければならない。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 管理者による管理

指定介護老人福祉施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、居宅サービス事業、病院、診療所又は他の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所又は施設等が同一敷地内にあること等により当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。

② 管理者の責務

- ・ 指定介護老人福祉施設の管理者は、指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

③ 運営規程

指定介護老人福祉施設は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入所者の定員
- 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

④ 勤務体制の確保等

- ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な介護老人福祉施設サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、当該施設の従業者によって介護老人福祉施設サービスを提供しなければならない。入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

⑤ 定員の遵守

- ・ 指定介護老人福祉施設は、指定を受けた入所定員及び居室の定員を超え

て入所させてはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑥ 非常災害対策

- ・ 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

⑦ 衛生管理

- ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

⑧ 協力病院

- ・ 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

⑨ 掲示

- ・ 指定介護老人福祉施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制、協力病院及び利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

⑩ 秘密保持等

- ・ 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

⑪ 広告

- ・ 指定介護老人福祉施設は、当該施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

⑫ 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

- ・ 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その

他の財産上の利益を供与してはならない。

- ・ 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

⑬ 苦情処理

- ・ 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を置く等の必要な措置を講じなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

⑭ 地域等との連携

- ・ 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努めなければならない。

⑮ 損害賠償

- ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

⑯ 会計の区分

- ・ 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計と、その他の事業の会計を区分しなければならない。

⑰ 記録の整備

- ・ 指定介護老人福祉施設は、施設及び設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。